（車枠及び車体）

第十五条　（略）

2～30　（略）

31　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十二条第八項及び第百条第八項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第二十二条第八項及び第百条第八項の規定に適合するものであればよい。

一・二　（略）

（削除）

32　（略）

（乗車装置）

第十八条　（略）

2・3　（略）

4　細目告示第二十六条第二項及び第百四条第二項の規定は、当分の間、細目告示第二十六条第二項ただし書中「協定規則第129号の技術的な要件（同規則第２改訂版の6.3.1.2.に限る。第104条において同じ。）」とあり、及び第百四条第二項ただし書中「協定規則第129号の技術的な要件」とあるのは「協定規則第44号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第12改訂版の規則6.1.6.に限る。）」と読み替えることができるものとする。

5　（略）

（座席）

第十九条　（略）

2・3　（略）

4　平成二十四年六月三十日以前に製作された自動車については、細目告示第二十八条第六項及び第百六条第六項の表右欄中「協定規則第17号の技術的な要件（同規則第８改訂版補足第２改訂版の規則5.及び6.（5.1.、5.3.から5.8.まで、5.11.から5.14.まで、6.4.3.4.、6.4.3.5.及び6.5.から6.6.3.までの規定を除く。）に限る。）に定める基準」、「協定規則第17号の技術的な要件（同規則第８改訂版補足第２改訂版の規則5.3.に限る。）に定める基準」、「協定規則第17号の技術的な要件（同規則第８改訂版補足第２改訂版の規則5.2.及び6.（6.4.3.4.、6.4.3.5.及び6.5.から6.6.3.までの規定を除く。）に限る。）に定める基準」、「協定規則第80号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第２改訂版の規則5.、6.及び7.（7.4.を除く。）に限る。以下同じ。）に定める基準」及び「協定規則第80号の技術的な要件に定める基準」を、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成19年国土交通省告示第854号）による改正前の細目告示別添30「座席及び座席取付装置の技術基準」」と読み替えるものとする。

（車枠及び車体）

第十五条　（略）

2～30　（略）

31　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十二条第八項及び第百条第八項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第二十二条第八項及び第百条第八項の規定に適合するものであればよい。

一・二　（略）

三　平成三十九年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十二年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

32　（略）

（乗車装置）

第十八条　（略）

2・3　（略）

4　細目告示第二十六条第二項及び第百四条第二項の規定は、当分の間、細目告示第二十六条第二項ただし書中「協定規則第129号の技術的な要件（同規則改訂版の6.3.1.2.に限る。第104条において同じ。）」とあり、及び第百四条第二項ただし書中「協定規則第129号の技術的な要件」とあるのは「協定規則第44号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第11改訂版の規則6.1.6.に限る。）」と読み替えることができるものとする。

5　（略）

（座席）

第十九条　（略）

2・3　（略）

4　平成二十四年六月三十日以前に製作された自動車については、細目告示第二十八条第六項及び第百六条第七項の表右欄中「協定規則第17号の技術的な要件（同規則第８改訂版補足第２改訂版の規則5.及び6.（5.1.、5.3.から5.8.まで、5.11.から5.14.まで、6.4.3.4.、6.4.3.5.及び6.5.から6.6.3.までの規定を除く。）に限る。）に定める基準」、「協定規則第17号の技術的な要件（同規則第８改訂版補足第２改訂版の規則5.3.に限る。）に定める基準」、「協定規則第17号の技術的な要件（同規則第８改訂版補足第２改訂版の規則5.2.及び6.（6.4.3.4.、6.4.3.5.及び6.5.から6.6.3.までの規定を除く。）に限る。）に定める基準」、「協定規則第80号の技術的な要件（同規則第３改訂版の規則5.、6.及び7.（7.4.を除く。）に限る。以下同じ。）に定める基準」及び「協定規則第80号の技術的な要件に定める基準」を、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成19年国土交通省告示第854号）による改正前の細目告示別添30「座席及び座席取付装置の技術基準」」と読み替えるものとする。